



対象者の要件

新たに多世代世帯で同居をするための住宅の新築、増改築、取得、改修工事で、次の要件を全て満たす場合が対象です。

なお、同居には、同一敷地、隣接地での別棟の居住も含まれます。

- ①多世代世帯（親・子・孫などの三世代以上で構成され、事業補助金交付申請時に中学生以下の子（出産予定の子どもを含む）がいる世帯）
- ②すでに多世代世帯として同居していないこと
- ③多世代世帯員のいずれかが1年以上継続して高山市に住民

多世代世帯の子育てを支援します！

市では、多世代世帯による子育ての支援などを目的に、市内に新たに3世代以上で同居等をするために住宅を新築、取得、改修する場合、費用の一部を助成します。



登録していること

- ④補助金交付申請日から3年以上、同居等の状況が続く見込みであること
- ⑤多世代世帯員に市税等の滞納がないこと
- ⑥多世代世帯員に暴力団員がいないこと

住宅の要件

次の要件を全て満たす住宅が対象となります。

- ①申請者自らが居住する住宅であること
- ②多世代世帯員のいずれかが所有する住宅であること
- ③平成27年1月1日以降の契約であること

④建築基準法の違反指導等を受けていないこと

⑤工事施工者は市内業者であること。

対象経費 住宅取得費や建築工事費（いずれも50万円以上が対象）

補助率 対象経費の1/2（限度額は100万円）

申込方法 申請書に必要事項を記入のうえ、関係書類を添えてお申し込みください。

申請書は子育て支援課（本庁1階）にあります。

問合せ先

子育て支援課
☎35-3140

Uターンする若者を応援します

Uターン就職支援金

支給額 10万円（1回限り）

支給要件 平成27年1月1日以降に①～⑤の要件を全て満たす方

- ①高山市外から高山市内に住民登録地を移した方（※1）
- ②高山市内の事業所（※2）に就職または就業した日の年齢が35歳未満の方
- ③①か②のいずれか早い日から1年を経過していない方
- ④出生から15年以内で最も長く住んだ場所が高山市内である方
- ⑤公務員でない方

申込方法 商工課（本庁2階）にある申込書に必要事項を記入のうえ、離職票や卒業証明などの写しを添えて窓口にお申し込み。

※1 市内に住民登録をしたまま市外の学校などに就学または就職していた方は、市外に居住していたことが証明できるものを提示いただくと対象になります。

※2 市外に本社を有する事業所のうち、定期的な人事異動に伴い市外への転勤が想定される事業所は除きます。

若者定住促進事業補助

支援額 支払った月額家賃（共益費などを除く）と附属する駐車場の借上料の合算額の1/3以内で1万5,000円を上限（最大3年間）

支給要件 ①～④の要件を全て満たす方

- ①高山市外から高山市内に住民登録地を移した方（※1）
- ②高山市内の事業所（※2）にU・I・Jターン就職・就業された35歳未満の方
- ③①か②のいずれか早い日から1年を経過していない方
- ④公務員でない方

対象住宅 市内にある民間の借家・アパート（勤務する事業所の官舎や社宅、雇用促進住宅は除きます）

申込 商工課 ☎35-3144
広報ID Uターン1005776 / 定住促進1002804